

令和7年10月6日

◎西内委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日の委員会は、「付託事件の審査等について」であります。当委員会に付託された事件は、「付託事件一覧表」のとおりであります。日程については、日程案によりたいと思います。なお、委員長報告の取りまとめについては、9日木曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りいたします。日程については日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎西内委員長 御異議なしと認めます。

なお、本日は第1委員会室において、12時30分から決算特別委員会の組織委員会が開催されますので、11時45分頃をめどに早めに休憩に入らせていただきたいと思います。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部の説明を受けることにします。

### 《産業振興推進部》

◎西内委員長 最初に、産業振興推進部について行います。

それでは議案について、部長の総括説明を求めます。なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎濱田産業振興推進部長 提出議案について総括的に御説明をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算について、2ページ第3表、債務負担行為補正を御覧ください。

当部では、地産地消・外商課から1,800万円余りの債務負担行為をお願いしております。その内容としましては、一般財団法人高知県地産外商公社の事務所が入居する都内のビルの賃借料となっております。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

また、最後に、今年度新たに策定する、公共調達による地消地産推進戦略案について御報告いたします。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

私の説明は以上です。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

### 〈地産地消・外商課〉

◎西内委員長 地産地消・外商課の説明を求めます。

◎吉野地産地消・外商課長 当課の令和7年度9月補正予算について、御説明いたします。

今回提出しております議案につきましては、一般財団法人高知県地産外商公社の事務所の賃貸借契約、こちらに関する経費について債務負担行為をお願いするものです。

資料の1ページ目を御覧ください。補正予算の議案説明書の抜粋となっております。こ

の補正予算は、高知県地産外商公社が入居しておりますビルの賃貸借契約が11月末で終了することになりますので、契約の更新を行うために、1,870万4,000円の債務負担行為をお願いするものです。詳細は、2ページを御覧いただくようお願いします。

資料の左上に、1番として地産外商公社の概要と記載しております。こちらに、主な事業内容を、アからオまで記載しております。

続きまして下の2番、事務所の物件概要を御覧ください。こちらの地図に2つ吹き出しがありますけれども、右側の地産外商公社事務所が、今回債務負担をお願いしております物件が所在しております場所になります。すぐ左に吹き出しがありますように、まるごと高知のいわゆるアンテナショップの店舗のすぐ近くに立地しております。

今回、地産外商公社が債務負担をお願いしております地産外商公社事務所と申しますのは、アンテナショップ以外の主に3つの部門が入居しております。1つ目は、外商や商品の磨き上げを支援する役割を担っております外商局が入っております。2つ目は、県情報の発信を行いますプロモーション局が入っております。それから、3つ目につきましては、公社全体の事務を統括いたします総務部門が入居しており、この3つの機能を地産外商公社事務所の職員が担っております。まるごと高知とも近い場所にありますので、事務所に来ていただいた方がお店の商品を見たり、逆にお店の商品を見ているときに商談が必要になったときに、事務所に行っていただいてというようなことが可能な、近い距離に立地しております。

次に資料右上の3番、事務所職員に関する主な活動実績を御覧ください。地産外商公社事務所に入居しております職員が担っております主な活動実績を記載しております。(1)が、県内事業者様の営業活動の支援に関するもの。そして、(2)が、高知県情報の発信に関するもので、主にアウトプットの指標等を記載しております。

ここには記載しておりませんけれども、地産外商公社が大きな目標として掲げております、地産外商公社が支援する企業の県外売上額につきましては、令和6年度の実績で目標値が631億円でしたが、そちらを上回る653億円の売上額になっております。

4番、賃貸借契約の(1)契約期間です。今年12月から令和9年度の末までの2年4か月を契約期間としたいと思っています。

(2)月額賃料に関しましては、77万9,258円で現在契約しております金額と同額となっております。

(3)参考情報として、周辺地価の推移を記載しております。御案内のように、今全国的に地価が上がっておりまして、特に銀座かいわいは非常に地価が上がっておりますけれども、駅周辺の路線価、一番近くの公示地価は、それぞれ最初に契約をした令和5年と比べまして113%と上昇しておりますけれども、金額については令和5年に当初契約をした際も、周辺近傍と比べて安価であることも確認をしておりますが、今回についても現契約と

同額で提案をしたいと思っております。

私の説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 今回、地産外商公社も、公社と外郭団体の在り方の見直しの対象になっていますけれども、この見直しに当たってどういうスケジュールで、どんな改革になるのか、概要を教えていただけたらと思います。

◎吉野地産地消・外商課長 スケジュール感に関しては、今回の議会で一定の方針、指針が出た後に、最終的に詰める作業をもう一度していきます。基本的に公社の機能は収益部門と非収益部門、いわゆるアンテナショップとして収益を上げていく部門と、それ以外の営業活動の支援をしていく非収益の部門があります。特に収益部門に関しては、そもそも一定の収益を上げることも想定しており、もちろん売上至上主義ではなく、商品の外商につながる意味での収益ですけれども、そういう点で、経営の自由度を高める形で、よりいろんなお客様に来ていただけるような工夫はあり得るんじゃないかということを1つは議論の対象にしたいと思っております。

◎細木委員 指定管理じゃないので、いつとかというのではないですけれども、どのようなタイムスケジュールで進めるんですか。

◎吉野地産地消・外商課長 来年度当初予算に向けてもいろんな議論があると思います。そこは段階段階がありますので、いわゆる自律団体として契約額を定める際に、どういったスケジュールになるかというような全体を見ながらやっていきますけれども、来年度に向けてどういった方向があるのかということが、まず第1段階と思っております。

◎細木委員 具体的に何が変わるかは全然分からんんですけども、人的にどういうスタッフになって、どういう会社になるのか、そこら辺を詳しく教えていただけたらと思います。

◎濱田産業振興推進部長 委員のおっしゃるとおり地産外商公社は、自律性向上団体になりますて、これから検討していくんですが、まずもって先ほど課長も言いましたように、収益部門と非収益部門があります。人的についても、その収益部門、非収益部門、両方見ていただくとすれば、どういった方がいいのかという議論から始めないといけないと思っております。段階的に組織形態を見直していくのか、一遍にやるのかということも含めて今後になると思いますけれども、少なくとも人的で言いますと常勤役員のお話が本会議でもありましたけど、理事の任期が令和9年6月になっていますので、最終的にはそこまでには必ず見直しをしないといけない、リミットではあると思っています。それより早いということも、もちろん想定には入れておりますので、今後検討してまいりたいと思っています。

◎細木委員 以前にあってはならないけど、卸値や仕入値が流出したりという事件があつ

たじやないですか。かなり反省もされたということですけれども、理事や常勤が外部から来て、営利団体の社長なり、役員が入るらいうこともあるんですか。

◎濱田産業振興推進部長 そうしたことも含めて、今後検討してまいりたいと思います。

◎細木委員 それも含めてね、それは排除しないということが分かりました。最後に1点、今回パワハラの事案があつて、ガバナンス団体の対象にもなるのか。やっぱりこういう、いろいろあるときに、そんなに大きく機構的なものを動かしてええのかなというふうに思うんですけども、今後ガバナンス団体に指定をされるというのは、行政管理課とかから言われてるんでしょうか。

◎吉野地産地消・外商課長 その点に関しましては、今回こういう事案が発生しましたので、どういうことになるのかは総務部とも相談をさせていただくというところで、今決まり切った話が出ていることはありません。ただ、いわゆる自律性向上団体になるにしても、非収益の機能や公益的な機能をどれだけ担保していくかも大事なことだろうと思っております。

◎細木委員 すごく大事なことでもあるので、12月議会も含めて分かった時点で議会にしつかり説明していただきたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、地産地消・外商課を終わります。

これで、産業振興推進部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続いて、産業振興推進部から、1件の報告を行いたい旨の申出があつておりますのでこれを受けることにします。

#### 〈産業政策課〉

◎西内委員長 それでは、公共調達による地消地産推進戦略（案）について、産業政策課の説明を求めます。

◎小川産業政策課長 当課の報告事項としまして、公共調達による地消地産推進戦略の案につきまして、御説明いたします。

2ページをお願いいたします。こちらのページにつきましては、前回6月議会の常任委員会で御報告したものになりますが、改めましてこの戦略の目的を説明いたします。

上段2つ目の丸です。本年度の産業振興計画では、新たに地消地産を位置付け、県際收支の改善に向けて、地消の拡大と地産の強化が一体となった取組を進めているところです。こうした中、県としまして、公共調達の場面においても、地消地産の推進に少しでも貢献をしたいとの思いから、県産品の採用及び県内事業者の育成に関する県の取組について、基本的方針を定めるものです。

次のページをお願いいたします。このたびの戦略案に盛り込みます、県の対応方針等に

ついてです。今回の戦略案では、1県産品の採用の推進と、2県内事業者の育成の大きく2つの項目について、具体的な取組をまとめしております。

まず、資料上段の1県産品の採用の推進につきまして、上段左側の欄を御覧ください。重点品目としまして、前回6月の常任委員会でお示しをしました、i) 牛肉からvi) 木製品までの6品目について、事業目的の遂行に支障が生じない範囲で、積極的な調達を推進することとしています。

具体的には右の表にありますように、各重点品目を所管する部局が提案をしました製品について、全庁的な連携のもとで品目ごとの採用方法と目標値を設定し、取組を進めてまいります。例えば、i) 牛肉の①乳用経産牛では、加工品のミンチ材を採用を推進する製品と定め、県立学校の給食、食堂、寄宿舎などの食事として採用することとし、令和9年度には年間1.1トン以上の調達を進めてまいります。これらの取組を進めますことで、一番右の欄に記載をしております産業振興計画に定める、地消地産の目標達成に貢献をしていきたいと考えております。

また、この表の下、欄外の米印の2つ目に記載をしておりますが、これらの重点品目については今後、市町村に対してもこの取組への協力要請を行っていく予定です。県庁だけでなく、市町村とも一緒に推進していく取り組んでまいります。

次に、2県内事業者の育成につきまして、下段左側の欄を御覧ください。重点分野として、こちらも前回6月の常任委員会でお示しした、i) 情報通信サービス分野からiii) サービス分野までの3つの分野を選定しています。これらの分野について、事業目的の遂行に支障が生じない範囲で、受注機会の拡大などを通じた県内事業者の育成に資する取組を推進してまいります。

こちらの対応方針につきましては、業界団体などへのヒアリングを踏まえ、重点分野において、県内受注が難しい要因を分析した上で、3つの対策の方向性をまとめております。

方向性の1つ目は、県内事業者の参入機会の拡大です。県内事業者の現状としまして、経験値の不足があることや、県内事業者の限られたリソースでは、準備が間に合わないといったことが、県外発注の要因となっていることから、原則としまして、入札等の参加者を県内事業者、または県内事業者を含む共同事業体に限定することや、委託業務の再委託先を県内事業者優先とすることなどについて、府内通知を改正し、県内事業者の参入がより進むよう取り組んでまいります。

方向性の2つ目は、県内事業者の技術力等の向上です。提案力の差や価格競争の結果、県内事業者の受託が難しい場合があることから、デジタル技術に関する事業者のスキルアップ支援や、県内事業者を含む共同事業体の推奨により、事業者のノウハウやスキルの向上が図られますよう取り組んでまいります。

方向性の3つ目は、価格転嫁の受け入れの率先です。発注者の姿勢としまして、物価高や

賃金上昇など、社会情勢の変化に適切に対応することが必要ありますため、物価上昇を踏まえた予算確保や、公共工事における物価上昇に対するスライド対応などについて、本戦略においても明文化をし、着実に実施してまいります。

資料の下半分右側には、各分野の県内受注率の目標値と、先ほど申し上げました3つの方向性に基づきます主な取組を記載しております。今後、本戦略に掲げた数値目標の達成に向けて、産業振興計画と一体的に推進をし、P D C Aを回していくことで、実効性ある取組にしてまいりたいと考えております。

次に、5ページをお願いいたします。6月議会で御報告をしました骨子案に対して寄せられたパブリックコメントと、その対応方針をまとめたものです。意見の数は6社から計27件が寄せられており、対応の内訳としましては、戦略に盛り込むものが10件、他の計画によるものを含め意見を踏まえて取り組むものが8件、その他が9件となっております。

主なものにつきまして、例えば、戦略に盛り込んだ意見としましては、7ページのナンバー18です。プロポーザルの参加要件を「本社」が県内にあることを条件にしてほしいとの御意見については、プロポーザルを含め、入札等の参加要件を県内企業もしくは県内企業を含む共同事業体に限定することを推奨する旨を戦略に盛り込んでおります。

また、ナンバー21、2次・3次発注においても、県内企業を優先的に活用するスキームが重要との御意見につきましては、同様の御意見を前回6月議会の常任委員会でも、委員から頂戴したところです。こちらにつきましては、再委託等を行う場合は、原則として県内事業者を選定するよう推奨することとしております。

一方不採用となった意見としましては、ナンバー22の、複数年契約や随意契約による継続発注に関する御意見をいただきましたが、長期継続契約は、地方自治法及び同施行令にて定められたものに限定されておりますため、それを超えて対応することは難しいと考えております。

このほか、8ページのナンバー26の最低制限価格の引上げにつきましては、今後とも国が示す計算式をもとに算定する取扱いを継続してまいりたいと考えております。

9ページ以降は、先ほど御説明をしました内容を記載をしております戦略の全体版となります。これまでの内容と重複をいたしますので、説明は省略いたします。

産業政策課の説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 県内の事業所が、いろいろ仕事を受けて発展するということは僕も願うものですけれども、県に中小企業の振興条例があるが、その条例を回す会議みたいなものがなかったでしょうか。

◎濱田産業振興推進部副部長（総括）兼輸出振興監 その条例は、商工労働部が所管をしており、民間の有識者の集まる会議と府内の会議を2つ設置しておりまして、年間に1、

2回程度開催をしていると承知しております。

◎細木委員 圧倒的に中小企業が多い県内の事業者にも、今回の公共調達のことも話題になって進めていく方向性になっているのかと思ってですよね。その辺のやり取りは、どんなになっているんですか。

◎濱田産業振興推進部副部長（総括）兼輸出振興監 いただきました御意見につきまして、商工労働部にも共有しまして、次回以降の会議に何かの形で反映できるかどうかにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

◎細木委員 密接に関わっているので、よろしくお願ひします。パブコメへ寄せられた意見の19番、提案するのにも非常に費用がかかって、一生懸命考えたものが採用されんかったら、一切何の見返りもないということで、大変なんですという意見を僕も聞いたりすることがあるんですけども、この答えについては、プロポーザルのプロセスの一部として提案者に負担していただいているという考え方方が示されちゅうですが、妙にちょっと分かりにくいので、分かりやすいように説明していただけたらと思います。

◎小川産業政策課長 企画提案ですので、そのことそのものがプロポーザルなんだろうと思っております。プロポーザル方式は企画を競っていただいて、最上位になったものを採用させていただくという考え方ですので、よほど高額な大規模な企画提案というのはまた別途、企画料をお支払いすることも、過去には病院などでやったことがあったと思っておりますけれども、基本的には、プロポーザルについては、提案をすることに対する費用弁償はしていないところでして、それを一律にお支払いすることは、財政的なことも含めて厳しいということでお答えさせていただいております。

◎細木委員 応募したいけど、なかなかそういうこともあって厳しいということで言えば、どんどんプロポーザルに応募する人が少なくなったら、質的にも担保されないということもあるので、何か仕組みも考えていただけたらと思います。中小企業は本当にすごく弱い、個人でやりゆうようなクリエーターもおいでるので、そこら辺の人に、評価がちゃんと示されるような仕組みがあったらなと思っています。

◎小川産業政策課長 そのあたりが今回新しくやっていきたい技術力の向上かと思っております。例えばですけれども、提案をするに当たってやはり近年のことですので生成AIの活用にもチャレンジをしていただけるようにということで、デジタルスキルを向上するような研修を出来ないか、来年度に向けて検討していきたいと思っております。

それからもう1点、県内でなかなか取れないところについては、県外事業者とのJVに参加していただくことで、そういったスキル、ノウハウを県内の事業者に蓄積していただいて、次の提案に生かしていただくことも考えてまいりたいと思っております。

それから県内の事業者は、限られたリソースの中でなかなか準備に時間がかかるてしまうというお話をいただいておりまして、県では毎年、委託事業については、議決をいただ

きました後に一覧化をして公表するという取組をしてまいりましたけれども、こちらの取組もできるだけ早期化が図れないかという方向で考えております。できるだけ早く情報をお示しして、考えていただく時間を長く取っていただくこともできるように、取り組んでまいりたいと思っております。

◎土居委員 この戦略は大変期待をしておりまして、議会質問もさせてもらって、また前回の人口減少の特別委員会でも言わせてもらったんですけれども、元請から下請までも含めて、発注全体のスパンでしっかり取り組んでいただきたいということです。先ほど、原則県内事業者を再委託先として選定することを奨励するという御説明がありましたが、普通、下請なり再委託は、少しでも安くやっていただいて利益を得ようとするのが自然の流れなんですね。そういう中で、今回奨励するということですけれども、この奨励の部分の実効性はどういうふうに担保をしていくつもりでしょうか。

◎小川産業政策課長 1例ですけれども、例えばプロポーザル審査などにおいては、再委託先について、県内の事業者を想定されているものについては、加点ができるのかということを考えていくといった実利を感じていただけるような制度設計を今後考えていきたいと思います。

◎土居委員 プロポーザルであっても、入札であっても、何らかのインセンティブが働くような仕組みにしていくということですかね。

あと県内事業者の定義についてですけれども、県外であっても従業員の過半数が県内で就業する事業者は、本店が他県であっても県内事業者として取り扱うという御説明があります。この場合、従業員の過半数が高知で勤務というのは、例えば本社が東京で、支社が各県にあり、その全体の従業員が例えば500人だとした場合に、250人以上が高知で働いてないといかんという理屈ですか。

◎小川産業政策課長 そのとおりです。

◎土居委員 極端な例でいいたら、例えば本社が四国の他県、徳島市、高松市、松山市であったり、ほんと高知に支店があって、全体の社員が10人であるとして、高知で6人働いている場合は県内事業者になる。ただ従業員全体が500人だとした場合、高知で240人働いているとしても、県内事業とはみなされないということですかね。

◎小川産業政策課長 今の整理の中では、そのようにさせていただいております。ただ、県経済への貢献度は勘案すべきという視点は持っていますので、個別の判断みたいなことも考えていくことになるのかなと思います。例えば誘致企業の取扱いをどうするかも、県経済への貢献度みたいなことをみながら、個々の事業の契約事案に照らして考えていきたいと思っています。

◎土居委員 あと就業実態を物差しにしているじゃないですか。例えば四国の企業であつたら、日頃は他県で働いているけれども、高知で仕事があるときは高知で働きますという

ようなケースもあると思うんですよね。そのときに、ほぼ県外におけるのに、高知で半分以上勤務経験があれば、県内事業者として見なされると思うんですけども、なぜ勤務実態にしたのか。例えば地元企業、県内企業という定義で言うたら居住実態のほうがより正確に反映するんじゃないかなと思うんですけど。居住実態にしなかったのは、何か考えがあるんでしょうか。

◎小川産業政策課長 県内に本店があるところを救うというのが基本的な考え方です。ただ、個別の事案に応じて、先ほど申し上げました県経済への貢献度を測るときに、例えば勤務実態を物差しにして、個別に判断をしていくことも想定しまして、書かせていただいているところで、委員のおっしゃるように、居住地も重要な物差しだと思っております。原則は県内に本店のある事業者というところを押さえた上で、個別どうするかのところは、全体を見て考えていくことになるかと思っております。

◎土居委員 重点分野になってきたら、所管の部局があり、産業政策課が答えられることじゃないと思うんで、意見として言わしてもらうんですけども、JVの話が出てきます。地元企業が有していない技術や実績が求められる工事や委託業務についてはJVでやって、地元企業を育成していくことということですけど、JV自体は昔からあるわけで、JVをすることだけで、地元企業に技術や実績が残っているかというとそうでもない。大事なのはJVの中身であって、例えばJVをしたもの、関わる業務があくまで簡易な業務にとどまって、肝腎な業務に地元企業が参画できなかったら、技術力の向上とか実績につながらない。そういうことでは、今回の戦略の目的ともちょっとずれていきますので、その辺は土木部ともしっかり話をさせていただいて、やっぱり地元企業に実績や技術が残るようなJVの形をやっていただきたいと思いますので、意見として申し上げておきたいと思います。

◎今城委員 関連です。測量・設計の県内受注の目標値ですよね。専門性の高い業務は除いた数字で目標設定していますわね。これじゃ改善していかんのじゃないかと。76%がどう増えていったか比べていくべきじゃないでしょうかね。95%いうたら、もう全然除外していますのでね。そのあたりどうですか。

◎小川産業政策課長 委員の御指摘のとおり、今仕事が取れる高度な技術を有していないとかで、業務に参加できない事業者も、やがて長期的にはそれができるようになるということが必要だと考えております。そのあたりを育成の部分で支援させていただきたいと思っておりますが、土木部に少し話を聞いたところ、まだ直ちにそういう事業ができるようにはなかなかなってはいかない、難しいのではないかと。やはり長期的にも時間がかかるのではないかというふうにも聞いております。今回の目標設定に当たっては、令和9年度の目標ということでもありますので、今受注困難な業務を除いた受注率ということで設定をさせていただいてはおりますが、長期的に事業者の育成の部分で取組を進めて行くこと

で、こここの76%の比率が上がっていくようにしていきたいと思っております。

◎今城委員 意見の中で、愛媛県では実施していると思うが、他県でできてることが何で高知県はできない。そのあたり全国的にどういう状況なんか調べて、土木部だけを聞いちやいかんと思います。全国的な面を見てやるべきやと思いますけど、どうでしょう。

◎小川産業政策課長 他県の状況も勉強していくようにしたいと思います。今回の目標設定に当たっては、土木部でも県内の業界の皆様とも意見交換をさせていただいたというふうに聞いておりますが、委員御指摘の点は、土木部に伝えさせていただいて、今後よりよい戦略になりますように取り組んでまいりたいと思います。

◎金岡委員 この戦略結構なんですが、その中で牛肉から始めて木製品というように、農業、林業に対する県内事業者の育成ということはないんですが、これはもう農業振興部、林業振興・環境部に任せておくというような感じですか。

◎小川産業政策課長 一次産業につきましては、産業振興計画の取組そのものがそれぞれの事業者の育成ということではないかと考えています。この戦略は、地消地産を推進する上での県内事業者の育成ということですので、少し分野を限定して書かせていただいているものです。

◎金岡委員 その中でもいわゆる建設工事分野は入れていますよね。これはどうしてですか。

◎小川産業政策課長 建設工事は、県がもともと発注者になって事業実施をしています。一次産業については、全くないわけではないですけれども、農産物を県が直接購入したり、水産物を県が発注者として直接購入したりという事例が、ボリューム的には少なくなっていますので、今回土木部を入れたのは、県が発注者として多額の金額で発注をしている背景に基づく考え方です。

◎金岡委員 あんまりすとんと落ちんのですけれども、いずれにしてもこの重点品目にあるようなことは、具体的な採用方法だけで何とかなるようなもんじやないと思うんですよ。具体的には農業振興部になるかもしれませんけれども、ある一定は考えていかなければならぬんじやないか。要するに、県内事業者が育たないと、全部これ成り立ちませんので。私の知ってる限りでは、例えば牛肉にしても県外の業者が買っていくということでやっています。1点はこの乳用経産牛なんかは、大きな業者が買ってというようになっています。それから、赤牛でほとんどやっているんですが、それについても記載がない。それからもう1点は、肥育業者が育っていないから、県外業者が買っていくということがあって、全体がうまくつながらないと物にならないんですよね。もっと言えば、例えば木製品なんかもスマートオフィス化とか庁舎等で市町村が採用するにしても、何年かに一遍ぐらいしかないんですよね。そのときに地元業者へ発注すると非常に高くつくし、ふだんは競争力がないのでやっていないということになるので。これもやっぱり日頃から事業者を

育成していくということで、県外業者とも競争ができる業者を育てておかないと、極めて難しい問題になっているんじやないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

◎濱田産業振興推進部長 今回、公共調達による地消地産推進戦略ということで、課長からも説明しましたが、産業振興計画の中に位置付けております。産業振興計画ではもちろん皆さん御存じのとおり、地産外商を柱としてずっとやってきたわけですが、一次産業でいえば農業者、あるいは水産業では漁業者の育成もずっとやってきたところです。その中で、地消の部分をしっかりと育てるこことによって、地産の部分を強めていきたい思いから地消地産推進戦略をつくり、率先垂範の取組として今回、公共調達による地消地産推進戦略をつくったということですので、委員のおっしゃる事業者を育てるという部分は、この戦略自体に書いていなくても、大きなところでやっていくことは当然のように思っていますので御理解いただければと思います。

◎金岡委員 それは分かりますけれども、そしたらその中で、例えば今申し上げたような建設業については、これでまた入れているというようなことがあるじゃないですか。自分で消費するといつてもそれはちょっと違うんじゃないかなというふうに思いますけれども。そしたら、県庁が関わっていることだけでいいのかというたら、そうじゃないので、結局いっぱい書かれているんでしょう。だったらやっぱりある一定の形というのは持たなければならぬんじゃないかなというふうに思います。堂々巡りになると思いますので、答弁は構いません。またよろしくお願ひいたします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、産業政策課を終わります。

これで、産業振興推進部を終わります。

### 《観光振興スポーツ部》

◎西内委員長 次に、観光振興スポーツ部について行います。

それでは、議案について、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎小西観光振興スポーツ部長 観光振興スポーツ部からは、令和7年度一般会計補正予算議案の1件について、御審議をお願いするものです。

議案説明書②の補正予算の総括表を御覧ください。

真ん中の補正額の欄にありますとおり、スポーツ課の予算につきまして、企業版ふるさと納税による寄附を活用し、若者の関心が高い新たなスポーツ推進事業であるアーバンスポーツの振興に係る100万円の増額を補正するものです。詳細は、担当課長より説明いたします。

そのほか、報告事項が3件あります。

6月の委員会でも御説明いたしました、新県民体育館整備等基本計画検討会について、現在の進捗状況を御報告いたします。

また、高知ユナイテッドスポーツクラブへの財政支援及びハラスマント事業に係る経緯について御報告いたします。こちらにつきましても、詳細はそれぞれ担当課長より説明いたします。

最後に、3ページをお願いいたします。当部が所管する、高知県スポーツ振興県民会議について資料をお付けしております。直近では7月に開催をしておりますので、今議会において資料を提出させていただくものです。

右側の表にありますように、国の第4期スポーツ基本計画に向けた動きや、県の次期スポーツ推進計画を見据え、令和7年10月1日付で新しく20名の委員に就任いただいております。

私からの説明は以上です。

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

#### 〈スポーツ課〉

◎西内委員長 スポーツ課の説明を求めます。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 それではまず、補正予算の歳入について御説明いたします。1ページをお願いいたします。

企業版ふるさと納税による100万円の寄附があり、同額を計上しております。

次に、補正予算の歳出について御説明いたします。2ページをお願いいたします。

資料右端の説明欄にありますように、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、アーバンスポーツの振興を図るため、スポーツイベント実施支援事業費補助金として100万円を計上しております。

詳細につきましては、参考資料にて御説明いたしますので、3ページをお願いいたします。

資料中段、経緯ですが、デロイトトーマツコンサルティング合同会社から寄附があり、アーバンスポーツの振興へ活用することの意向が示されました。昨年度、県は国と連携し、高知南インターチェンジ付近の高架下をBMX競技などの練習場として活用を開始しております。この場所は現在、管理協定の締結により、高知BMX協会が整備し管理運営を行っております。今回の寄附金を活用し、県内のBMX競技の普及や県外競技者の誘客につなげるため、この高架下に整備した練習場を開催場所として、高知BMX協会が行う体験教室やイベントの開催を支援いたします。

具体的な内容について、資料下段を御覧ください。新たにスポーツイベント実施支援事業費補助金を創設し、高知BMX協会へ100万円の定額補助を行います。

実施内容の1つ目、BMX体験教室では、著名な選手を講師に招いた初心者向け体験教

室などの開催を支援し、BMX競技の普及を図ってまいります。

実施内容の2つ目、BMXイベントは、BMXでの高さや離れ技を競うコンテストのほか、キックバイク体験やダンス発表などを盛り込んだイベントの開催を支援し、アーバンスポーツの振興を図ってまいります。

補正予算の説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 土曜日に現地を見に行きました。小雨も降っていたので、誰もやってはいなかったんですけども。この場所自体は、国の道路の下なので、賃借関係はどんなになっちゃうんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 四国地方整備局から道路占有許可をいただいているとして、賃借については現在発生しておりません。

◎細木委員 1月にイベントがあるということで、ここはあまりバスの便とかはよくないんですけども、バス停は道路のところにちょこっとあります。周りは田んぼですので、車で来られたり、駐車場のことをちょっと心配もしたんですけども、その辺はどんなふうにクリアされるんでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 そのあたりにつきましては、BMX協会としっかり話をして、無断駐車とか、そういうようにならない形でしっかりと対応していきたいと思っています。詳細については、まだこれからになります。

◎土居委員 そもそも前提となる企業版ふるさと納税の確認をしたいんですけども、企業版ふるさと納税の手法を使っているということですね。地方創生応援税制ということで、企業が自治体の地方創生事業に寄附すると、最大で法人関係税が9割控除されるというところで、企業からしたらすごくメリットの大きい手法ですけれども、その分、透明性が確保される公的枠組みの中でやっていかないかんということになるんだろうと思います。この企業版ふるさと納税は、高知県も対象事業を幾つか選定していると思いますが、これを見てホームページの事業のどこに該当するのか分からなかったんですけども、どういう理屈でこの事業は選定になったんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 その枠の中にスポーツの振興というのがあるかと思います。教育とか、いろんな分で選べる中で、今回はスポーツの振興で、ふるさと納税をいただいている形になろうかと思います。

◎土居委員 ホームページで見たんですけど、ちょっと分かりにくかったんで、確認したいと 思ってます。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 スポーツの振興というところで、読めるところがあるということで、要綱の中に書いてあるみたいですが。

◎土居委員 ちょっと分かりにくいので、この辺また所管課ときっちり改善を図ったほう

がいいんじゃないかと思うんですけどね。

◎小西観光振興スポーツ部長 ふるさと納税は、総合企画部の政策企画課が所管しておりますので、その部分をしっかり聞いてまた御報告いたします。

◎土居委員 分かりました。あと高知BMX協会との管理協定が締結されているということですけれども、この中で施設の管理責任、何かあったときの責任の所在とか維持費の負担とか、その辺の部分はしっかり協定の中に盛り込まれているのかどうかお聞きいたします。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 責任の所在についてはBMX協会がしっかり保険に入っていた形です。それから維持費につきましても、基本的にはBMX協会が資材等を購入してジャンプ台を造るといったことも全部やっております。県は国から土地を占有道路で借りまして、それをBMX協会にお願いして、運用していただいております。

◎坂本委員 寄附をしていただいたデロイトトーマツコンサルティングですけれども、かつてとさでん交通の企業発足に当たって、とさでん交通と県交通の経営状況とかを分析されたのが、たしか監査法人デロイトトーマツだったんじゃないかと思うんですけども。高知県とは、どういうゆかりのある会社なんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 高知県との関わりに関しましては、高知県のダンスの推進の方法であったり、四万十市のダンスを通じたまちづくり、須崎市のスケートパークを活用したまちづくりなどについてアドバイスをいただいております。事業化には至っていませんが、そういった相談ベースでお話をいただいているような関係です。今回、アーバンスポーツの振興をしてもらいたいということで寄附金をいただいている形です。

◎坂本委員 そしたらこの会社が興味あるスポーツ振興みたいなものに、今後もいろいろ関わってくる可能性はあるんでしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 大きい企業で、全国でいろんな先進的なこともされていると思いますので、そういった情報もいただけるかと思います。またそういう関わりで、県内に広く寄附とかしていただける可能性はあるかと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

これで、観光振興スポーツ部の議案を終わります。

### 《報告事項》

◎西内委員長 続いて、観光振興スポーツ部から3件の報告を行いたい旨の申出があつておりますので、これを受けることにします。

### 〈スポーツ課〉

◎西内委員長 まず、新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について、スポーツ

課の説明を求めます。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 続きまして、新県民体育館整備等基本計画検討会の進捗状況について御報告いたしますので、報告事項資料の2ページをお願いいたします。

9月3日に開催した第2回検討会において、新しい県民体育館の施設全体構成案をお示しました。

まず、資料上段の左側、各施設の規模想定の欄を御覧ください。メインアリーナは、観客席5,000席、床面積は約1万平方メートル、サブアリーナは、2パターンを検討しております。

1つ目は、床面積4,900平方メートルで、競技大会を主にサブアリーナで開催することを想定したバスケットボールコート2面と、観客席1,000席の場合です。

2つ目は、床面積1,050平方メートルで、競技大会を主にメインアリーナで開催することを想定したバスケットボールコート1面のみの場合です。

その他、武道館、プール、駐車場等を対象としております。

その下、シミュレーションにおける考え方ですが、敷地は①現有地のみ、②現有地に高知市の南消防署跡地を加えたもの、③現有地と南消防署跡地、さらに高知市青年センターアスパルこうちのグラウンドを加えた3つの想定で検討いたしました。

上段右側の現施設の概要の欄ですが、現在の県民体育館の敷地は図に示す赤色の矢印で囲んだ範囲で、Dの南消防署跡地とのEのアスパルこうちのグラウンドが隣接しております。施設の概要は、記載のとおりです。

資料下段は、検討会で示した4つの配置案です。これは、左下のオレンジ色の検討結果の欄にありますとおり、様々なシミュレーションの中から、現有地のみの敷地では新しい県民体育館に必要な機能・規模を満たす配置は困難との判断から、南消防署跡地とアスパルこうちのグラウンドを含めた敷地で、配置候補を県が4案に絞りお示ししたものです。

まず案①は、現有地、南消防署跡地及びアスパルこうちのグラウンド半分程度を使用するものです。サブアリーナはバスケットコート1面の広さ、武道館を集約化しますが、プールは別途検討することとしております。

案②は、同じく現有地、南消防署跡地及びアスパルこうちのグラウンド半分程度を使用するものです。メインアリーナ、サブアリーナの規模は案①と同程度となりますが、武道館を4面横並びにし、2階にサブアリーナを配置し、プールも整備する案となっております。

案③は、現有地と南消防署跡地に加えて、アスパルこうちのグラウンドをほぼ全面使用するものです。サブアリーナは、バスケットコート2面と観客席1,000席程度の広さを確保し、アスパルこうちのグラウンドの敷地に配置するとともに、屋上には、例えば人工芝のグラウンドを設置し、隣接の高知市の教育施設を利用する子供たちが運動や活動ができる

スペースを確保する案となっております。

最後に案④は、現有地と南消防署跡地を合わせた敷地内で、各施設を配置したものです。サブアリーナはバスケットコート1面の広さ、武道館は4面横並びを確保できるものの、プールの配置は難しく、駐車場も大幅に少なくなる案となっております。

右下の赤囲みの評価の欄のとおり、案①、案②、案④は、サブアリーナがバスケットコート1面程度の広さで、競技大会を開催する際は、主にメインアリーナを試合会場とし、サブアリーナは練習場、試合前のアップ場として使うことを想定した整備案となります。

一方、案③は、サブアリーナをバスケットコート2面と観客席を有した広さを確保し、競技大会を開催する際は、主にサブアリーナのみで開催することができる案となります。

案①から案③については、アスパルこうちのグラウンドを使用することとなりますので、所管する高知市教育委員会からは、グラウンドの代替となる屋上施設の整備や、整備に当たっての教育的な配慮を行うよう要望をいただいているます。

今後この4つの案を軸に、スポーツ利用とコンサート等の興行利用の需要予測や、費用対効果、教育的な配慮などの観点から検討を深めてまいります。

次に、3ページをお願いいたします。県民体育館プールの再整備の考え方についてです。

資料左上の施設概況の欄には、県民体育館のプールの施設概要と利用状況を掲載しています。年間延べ6万人近くの利用者がおり、利用者の多くは健康志向の高いシニア層や、学校部活動で使う学生らで、健康づくりや泳力の向上などの目的で利用されています。

資料右上には、高知市内の公立プールと民間プールの一覧を掲載しております。

資料下段左側、整備の基本的な考え方の欄を御覧ください。高知市内には、ほかの公立プールや民間プールが多数あることも踏まえて、県民体育館のプールを再整備する場合は、県民の日常使いだけではなく、県立プールとして多機能・多目的なプールを整備する必要があると考えております。

具体的には、資料右上のプール一覧で青色で表示しています障害者スポーツセンターは築44年が経過しており、県民体育館プールの再整備と併せてプール機能を集約化し、一体的に整備することも視野に入れて検討しております。また、県立高校や高知市立の小学校、中学校のプール事業も受け込むことで、例えば子供から高齢者、障害のある方まで、誰もが使いやすいインクルーシブなプールなどのイメージを持っております。今後は、立地候補地や学校プール機能の集約化なども含めて、しっかりと検討してまいります。

次に、資料4ページをお願いいたします。第2回検討会において、委員から合意いただいた新しい県民体育館の整備の基本的な考え方についてです。

資料上段、基本理念については、誰もがスポーツの楽しさや感動を得られ、プロスポーツやエンタメ、文化などを通じたまちづくり、地域活性化の拠点となるよう取り組んでまいります。

資料左側、基本方針については、まちづくりの拠点となることをはじめ、スポーツ振興の拠点、にぎわいの拠点、安心・安全な拠点といった新しい県民体育館に期待される役割機能を備えた施設整備を目指してまいります。

資料右側、整備方針については、メインアリーナ及びサブアリーナを備え、多目的に活用できる施設を整備し、プロスポーツやコンサート等の興行に適した規模・機能を確保いたします。加えて、武道館の集約化や、ユニバーサルデザインへの対応、障害児の避難機能を備えた整備などを行い、基本理念や基本方針に掲げた拠点機能を有する施設整備に向けて取り組んでまいります。

以上で、スポーツ課からの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 この案でいくと、もう絶対プールはなしということでいいですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 プールにつきましては、この現有地周りの土地に置けない場合には別途、別の所で検討することを考えております。

◎細木委員 完全になしというわけではないってことですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 案②には、グラウンドの中にプールが1つ入っているかと思いますが、プールが置ける場合はこういう形じゃないかと検討しております。

◎細木委員 ちょっと消極的な感じなんで、聞かせてもらいました。あと駐車場については82台以上ということで、この案ではなかなか増えるような見込みがあまりないようですが、駐車場はどんな考え方でしょうか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 駐車場に関しましては現在82台です。それぞれの案でいきますと、案①で大体90台、案②で今と同じ82台、案③で93台、案④で47台という形になってまいります。この限られた施設の中で、駐車場というのは非常に難しいかと思っております。現在、県民体育館から徒歩20分程度のところで民間の駐車場を調べますと、大体350台を超えるぐらいありますので、1つはそういった民間の駐車場の利用も促していくたいと。また大規模イベントをやる場合につきましては、本課が指定管理でお願いしています高知南中学校・高等学校跡地のグラウンド等がありますので、そちらの駐車場も活用しますと、そこが大体1,000台ぐらいは置けるんじゃないかと思います。大規模イベントなどの場合は、そういった活用もできるんじゃないかと思っております。

◎細木委員 収容5,000人と予定されているんですけども、今の体育館も上のスタンドと下のアリーナのところを合計したら、4,700席ぐらいですかね。フルに入った規模のイベントが過去何回ぐらい活用されたかカウントされていますか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 全てではないんですが、最近で言いますと福山雅治さんのコンサートで、かなりの人数が県民体育館に入ったと聞いています。正確な人数までは分からんんですが、かなり大人数の方が入った。そういう場合に駐車場に関し

ては、特に近隣の無断駐車といったことはあんまり聞いていませんので、一定皆さん公共交通機関で来ていただいたり、周辺の民間の駐車場の利用などで対応されたんじゃないかと考えております。

◎細木委員 質問の意味としては、5,000人規模はイニシャルコストもB/Cも含めてちゃんとペイできていくのかなということもあって聞いたので、それもまた後で調べていただいて、過去10年間で4,000人以上の規模のイベントで、県民体育館がどれぐらい活用されたのかなと思っていたので、教えていただけたらと思います。

それと、高知ぢばさんセンターとの絡みがすごくあると思うんですけど、大規模な見本市とか今ぢばさんが使用目的としてやっているんですけども、ぢばさんセンターはもう完全に閉鎖と決ましたんでしたか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 高知ぢばさんセンターにつきましては今年度、行政などの関係団体で構成されます、ぢばさんセンター大ホール等あり方検討会が立ち上がっておりまます。そこで施設へのニーズや課題、利用促進策を踏まえまして、大規模改修、縮小あるいは廃止するのかというような方針を、年度内にまとめるとお聞きしております。

◎細木委員 昨日岡山市長選挙が終わりましたけれども、岡山もアリーナが建設中で、イメージとしたら、ぢばさんの感じなんですよ。JR岡山駅から1駅か2駅ぐらいのところで。そこで大規模見本市もありかなと思ったりもしたので、聞かせていただきました。

あと7月に開催された県スポーツ振興県民会議で報告されているんですけども、障害者の方とかいろんな方が委員に入っているので、この報告に対しては県民体育館の新築のことについて、何か意見は出されましたか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 特に、県民体育館が冷房施設を持っていまますので、この県民体育館が取壊しになったときに、夏場に困るという意見が出てきています。そこについては、教育委員会のほうが、青少年センターの空調に関して、今議会で補正を上げていると思いますので、またそういったところと並行しながら、しっかり対応していくたいと思っています。

◎細木委員 最後です。10月22日の検討会に僕も参加しようと思っているんですけども、この日に大体もう決めていくのか。今、高知市も、もうグラウンドも全部かまんよぐらいになっているんですけど、そこら辺10月22日に本当に決めれるのかなと思っているんですけど、年度内にどういう進め方で計画をやっていくのか、タイムスケジュールを教えていただけたらと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 以前にもお示しましたが、この検討会は、年間6回で、次は10月22日の予定で動いております。ただ高知市とアスパルこうちのグラウンドの関係とか、それから高知市長の総合的な判断という話も出てこようかと思いますので、期限的に22日で決定になるかどうかは、微妙だと思います。またその後、4回目の日程と

かもひょっとしたら動いてくるかもしれませんので、今いろんな調整をしている段階です。方向性としては、できるだけ10月22日あたりで示しながら、次の4回目あたりでは正式に決定していきたい。そうしないと今後の基本計画の策定が、スケジュール的に厳しくなってこようかと思います。そこあたりは、またしっかり高知市と話をしていきたいと思っております。

◎細木委員 スマートシナリオよりちょっとといけいけみたいに進めているので、市民、県民が置き去りじゃないかなと思います。あんまり早く進め過ぎないように、慎重にするべきところはちゃんとしながら進めてほしいと思うので、あまりゴールありきで進まないようにということを、意見として言わせていただきます。

◎坂本委員 最後のほうで議論になった高知市との関係です。6月の委員会のときも寺内議員からこの問題について、少し御意見も出されていたと思うんですけども、例えば公的施設の指定管理者の問題にしろ、この問題にしろ、事前の議論は抜きでぽんと出てくるような感じがして、問題が出てきてから当該自治体、あるいは当該施設が混乱するということについて、決してそういうつもりじゃないということなのかどうか。その辺、部長からお聞かせいただいたらと思います。

◎小西観光振興スポーツ部長 アスパルうちのグラウンドの利用については、令和6年2月ぐらいから高知市と話を始めさせていただいております。昨年1月ぐらいだったと思いますけど、その段階でグラウンドの半分程度を使わせていただくというふうになれば協議をしますので応じていただけますかということで、高知市とも話をして、高知市も協議には応じますというお答えをいただいておりました。その後、昨年この在り方検討会をずっと進めていたんですけども、それと並行しまして県立施設、スポーツ施設の今後の在り方も府内で検討していました。その中で、武道館が45年ぐらいたっていますので、かなり老朽化をしており、あと4、5年すれば50年が来ますので、武道館の部分についてもどういうふうにしていくのかを、併せて府内で検討してまして、2月ぐらいの段階で、武道館も今度の体育館の再整備の中に含むことができるかどうかも検討をしていこうということになりました。その後、高知市との半分程度の利用という話だった部分が、需要調査等々を行う中で、場合によってはもう少し広く使わさせていただけないかという話になってきています。高知市からすると、全面利用の話が今年になって出てきたということであると思いますけど、我々も需要の調査なんかをしっかり見ながら、最適なものを造っていきたいということで、この4つの案をお示ししているところです。少し全面利用という部分は遅かったかと思いますけども、高知市とも協議は重ねながらやっているつもりです。

◎坂本委員 県としては高知市に、使わせてもらうほうになってくるわけですから、高知市の言い分がどこまで受け入れられるのかなどを含めて、丁寧な議論を進めていただきたいということをお願いしたいと思うんですけど。

◎小西観光振興スポーツ部長 高知市の教育施設が隣にありますので、そこへの配慮は、高知市教育委員会からも要望を受けてずっと協議をしております。そこは丁寧に協議を進めていきたいと思います。

◎坂本委員 もう1点は、公的施設の指定管理者の問題と、今回の新体育館の整備の問題にしても、稼ぐ施設というのが前面に出されているような気がしてですね。この体育館にはそういうことは、文言的にはないんですけども、結局アリーナで、イベントをどれだけ集客できるかとか、イベントの活用がどれだけ出てくるかということが議論の中で優先されているような気がして。スポーツ面においても、プロスポーツをどうやって受け入れるかというようなことで、確かに一定収益を上げることは必要なんでしょうねけども、そのことが前面に出てくるのが、指定管理者の問題も含めて気になる部分です。やっぱり体育館の本来の在り方は何なのかも含めて、御議論いただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

◎小西観光振興スポーツ部長 ここが県の体育施設の拠点になっていきますので、まずはアマチュアからプロを含めてスポーツができる施設を目指していきたいと考えています。その中で、今回アリーナという大きな施設を造りますので、今まで高知で楽しむことができなかつたコンサートや文化的なことにも広く使えるような施設を造っていきたいと考えております。当然、バランスというのは、坂本委員がおっしゃるとおりの部分がありますので、今までやっていたものはしっかりと受け入れができる施設、そしてプラスアルファで全国規模の大会やプロスポーツ、それから今まで高知でできなかつたコンサート、そういう部分ができるような施設を目指していきたいと考えています。

◎坂本委員 そういう意味でも、さっき課長が言われたように、次の10月22日の検討会で方向性が全て出ることになるのかどうかについても、慎重な議論もあるんだろうと思いますし、ぜひスケジュールありきではなくて、本当に当該関係者の皆さん了出来よかつたと言える施設になるように、丁寧な議論を進めていただきたいと思いますので、その辺は要請させていただきます。

◎金岡委員 基本方針と整備方針に、1次避難が可能な施設、災害時の避難機能というふうに書かれていますけれども、イメージとしてかなりかさ上げすることになるんですか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 かさ上げはなかなか難しいと思っています。この浸水区域で言いますと、L1、L2あたりで2メーターから3メーターぐらいになりますので、それをかさ上げするとなるとかなり厳しいかと思います。アリーナの上のほうのスタンドとかが避難場所として使えるんじやないかと思っていますので、そちらにしっかり備蓄品を用意していきたいと考えております。

◎寺内副委員長 最初にこの県民体育館の検討委員会が立ち上がったときに、知事から議会で答弁があったのが、まちづくりにも影響するという言葉がありました。潮江地区のま

ちづくりで言わせていただくと、2万5,000人の人口がいますので、1つの小さな市ぐらいの規模があるんですけれども、そのときに県民体育館と既存の県民プールの2つの施設の建て替えが主体として非常に注目もし期待もしたところだったんですよ。その中に武道館が入ることになりましたので、いろんな議論になっていると思いますけれども、そういう中で、課長にも窓口になっていただいて、潮江地区町内会連合会の会長と高知県マスター水泳協会の会長の連名で、高知県知事、高知市長に対して県民プールを現在地で建て替えてほしいという要望が上がっていたんですけれども、その点についてはどのような思いを持たれてるか、部長からお聞きしたいと思います。

◎小西観光振興スポーツ部長 要望をいただいておりますので、プールについても県民のスポーツに関わる機会を増やしていこうとか、あと委員おっしゃったとおり高齢者の生きがいといった部分を高知県スポーツ推進計画の中でも進めております。そういった意味で県としてプールをどこかに整備していくという方向で、考えていかなければいけないと思っています。先ほど御説明したように、もしこちらの敷地に入らない場合は、近隣で適地があれば、そういったところに、お年寄りだけというよりは、学校のプールの集約化も含めて、いろいろな方が使えるような新たなプールを造っていかなければいけないか現在検討をしているところです。

◎寺内副委員長 要望は現在地ということで、検討案には1つ入っているので、了とさせてもらいますけれども、潮江のまちづくりからしたときに、高知南中学校・高等学校がなくなるだけでも大きくまちづくりに変化が及んできました。それ以外で言うと高知市上下水道局も移っていくとか、公的な施設が潮江の中から移動していっていますので、潮江の町としたら、津波の被害等云々というありますけれども、前知事が言われて、現知事も続けてくれている、正しく恐れる、命を守るという観点では、しっかりと位置付けもしていますので、その点で言うたときに、先ほど金岡委員の質問の中であったように、アリーナの計画にしても盛土とか云々というよりも、しっかりと逃げ場を造っていただければ非常にありがたいことであって、そういったことも進めていただいたと思うので。可能であれば県民プールを現在地で無理であれば、潮江地区のほうで造っていただくことを住民も希望していますので、お伝えいたします。

併せて、先ほども委員から出た駐車場の問題ですけれども、現在82台で、駐車場がちょっと少ないという不満の声もあります。南消防署が残っていますので、あれを解体してくれたら駐車場に使えるのにね、というような声もあったりして、駐車場不足があるんですけども、現状と委員会でどのような議論がされたか、聞かせていただければと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 具体的に駐車場に関しては、必要ないと言われる委員もおります。ここは駅からも近いし、路面電車も走っているので、駐車場はなくして、施設自体を大きくしたらどうかという意見もあります。逆に、競技団体の関係者からは、

一定は欲しいという御意見も出てきております。駐車場が100台ぐらいあれば、競技大会をやるときに、事務局としては競技役員を中心に置いていただいて、保護者の方や応援の方は、周辺の民間駐車場を使っていただくことができないかなど、これから運用面をしっかりと話していくて、競技団体にも理解を得ていくような形も必要かと思っています。ここへ300台、400台の駐車場を造るのは、難しいと思っていますので、限られたところで、民間の駐車場も活用しながら、可能な限り駐車場の確保を図っていきたいと思っています。

◎寺内副委員長 現有の分でいうと県民プールが非常に健康志向で、マイカーで来られて利用していますので、県民体育館と共有したときに駐車場不足があるんで、県民プールの利用者の分と駐車場は非常にリンクすると思うんです。

他方、全体の敷地を見たときに、いかに広くこの敷地を使って、武道館であり、アリーナであり、しっかりと共有していくかというのが大事になってくると思うんですけど、そのときに、1例としたら高知駅と高知港という南北の路線、とさでん交通の電車がありますけれども、この電車の例で言いますと、通常3分に1回電車が来とったから、常に電停におったら電車が見えよったんですね。けど現に言うたら、今、とさでん交通も非常に工夫をされているので、倍の時間以上になっていますから、電停におっても電車が見えない状態です。やはり電車が見えたら、待とうかなというのはあるんですけども、今後この駐車場が、現有で非常に少ない分を補うには、とさでん交通の電車も非常に活用すべきものになってくると思うんです。電車が今6分間隔になっておるのを3分間隔に戻していただいて、南北間の交通を増やすといったことも、今後の議論の中では、協力を求めていくことも大事な部分だと思うんですけど、その点はどう捉えられますか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 委員が言われるとおり、すごく大事なことだと思います。大きなイベントのときは、県民体育館を起点にしてどんどん電車に来ていただくと、皆さんの行き来がすごい利用しやすくなると思いますので、大規模イベントのときはしっかりと要請をしていきたいと思っています。また、ふだん使いについては、どういう形で入ってくるかまだ想定が立っていません。そこあたりもこれから業者からシミュレーション的なものも出てくるかと思いますので、今後とさでん交通にも、こういう形での運用みたいなところでの話ができるくるんじゃないかと思います。そのあたりは、これからしっかりとお話をさせていただきたいと思います。

◎寺内副委員長 今、課長が言われるように、私も常時という意味でなく、イベントとか大事なときに応じて、とさでん交通に便宜を図ってもらうとか、そういった協力という意味合いでですので、そこは共有しておきます。

あと1点、坂本委員からもあったように、高知市教育委員会は不登校の生徒の第2の学校ということでアスパルこうちがあり、さらに潮江図書館の4階に今回、高知市議会のほうで予算も入れて議論された分が、不登校の生徒の多様性の学校ということで、潮江中学校

の分校の件が上がってきてくれるところです。そういうときには、課長から説明があったように、高知市教育委員会の学校のグラウンドの関係と、武道館も含めたアリーナ、武道館の関係で、今部長から市と県との協議の分の説明がありましたけれども、この議論というのは非常に大事な点になってこようかと思うんですよ。私が心配するのが、一部承知するようなお互いが譲るということになったときに、武道館とアリーナの計画は、やはり最大限使えば最大の効果が出ると思うんですけども、今部長から説明があった分では一応半分ということで、ここまで武道館が来るとなった場合には、最大限活用させてもらうのが、県民のためのサービスの向上であり、1つは県民のニーズのため、そしてまた違う意味で言うたら文化、スポーツ、あらゆる分を活用ということで、収益という言葉になりますけれども、双方の分も網羅するとなったら、最大限使えるように高知市には交渉するべきところもあるんじゃないかなと思いますが、その点はどのように考えられていますか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 高知市教育委員会とも何回か話をさせていただいて、要望もいただいております。もし全面とか半面を使うのであれば、人工芝みたいな形でも構わないので、屋上に何か代替のものはお願いしたいと。それから、子供たちが季節感を感じられるように草木とか触れられるようなものも構えてもらえたみたいなこともあります。この図で言うと、案3の周りにグラウンドの土の部分がありますので、例えばこういったところに花壇みたいなものを用意するといったことで、植物に触れるということであれば、花壇づくりを、学校の生徒や地区の方々と一緒に協力してやっていただくこともできるんじゃないかなと思っています。具体的にどういう形で、半面なのか全面なのか、またそこを使わせていただくようになった場合にどういうことができるのかも、高知市教育委員会としっかり話していきたいと思います。

また併せて、スポーツ、文化、経済などいろんなものがありますので、またここは高知市の市長部局と話をしないといけないと思っています。最終的には市長から、総合的に判断するというふうに言われておりますので、いろんな面での収益とか、それから教育的な配慮のことなどについて資料提供をしていきながら、お互いでしっかりと話しができたらと思っております。

◎寺内副委員長 部長、課長、将来の分で言うたらもう50年先、60年になるかもしれない大きな計画ですので、しっかり高知市とは交渉していただいて、最大のものを造っていただくことを求めておきたいと思います。

◎細木委員 武道館の話も出ていましたけど、本会議でもあったように公共施設の集約化によって有利な起債があるという話があったやないですか。ほんであなたぶきを想定した200億円という話もあったので、その200億円を対象に公共施設の集約化というので起債を打てるのか、武道館の部分だけになるのか。そこを確認したいんですけど。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 例えばここに示しています案3については、ここ

に入っています全ての施設が対象になります。取り壊すときの除却であったり、建設するものまで全て含めたものが起債の対象になります。条件としましては、今ある県民体育館、それから武道館といったものを合わせた延べ床面積よりも、1平米でも小さくならないといけないということがあります。例えば今武道館は、1階と3階にそれぞれ練習場と試合場がありますが、南高等学校に練習場を持っていこうとしていますので、武道館の1階の部分が減る形になってきます。ただ、メインアリーナがかなり大きくなっていますので、全体を足した延べ床面積に対して、ここにある計画のものを少しでも縮小しないといけないという条件が出てきますので、そこをできるだけ詳細に詰めていきたいと思っております。

◎細木委員 200億円かかったとしたら、その9割を起債で打てるということでおろしいですね。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 はい。そのうちの半分が交付税になる形です。

◎土居委員 武道館がこっちへ来るということで、今ある武道館の施設利用であったり、跡地利用であったり、その辺はどんな議論をされておられるのか。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 武道関係者に関しましては、アンケートもやりまして、それから武道団体に関しましては、こういう形で集約化するという話も個別にしております。その中で、幾つかの団体については、今よりも使い勝手がよくなるので、大きな大会も新しい施設であれば、武道館プラスサブアリーナという形でできるので、武道にとってはすごいありがたい面が多い、駐車場も増えるのでありがたいというお声もいただいております。先ほどの公適債を使いますと、建った後5年以内に廃止にするとか、転売するとか、ほかに移すということをやらないといけない条件が出てきます。ここは新しい施設が建った後5年以内に何らかの形で、用途変更が必要になってこようかと思います。

◎土居委員 その辺の方向性の話はしているんですか。

◎小西観光振興スポーツ部長 その辺については、県民体育館の新しい部分がしっかりと決まった後に、議論を開始していきたいということで、具体的な話はまだしていません。

◎土居委員 その際、今あるプールの話と連動した議論の可能もあるわけでしょうか。

◎小西観光振興スポーツ部長 可能性としてはあろうかと思いますけれども、時間的に県民体育館がストップする部分と、武道館を廃止する部分の時間差がどうしても出てきますので、選択肢としてはなかなか難しいという思いです。

◎坂本委員 先ほど寺内副委員長から、まちづくりの関係のお話もありましたが、今高知市が事前復興まちづくり計画ということで、この潮江地区で復興のまちづくりの議論がされているわけですね。その際に2つ大きな案があって、二線堤を潮江の南のほうに造る案と、もう1つは防災拠点の形成案の2つの案をベースに議論がされゆうわけです。そのワークショップの中に、この新体育館のことは全然出てきてないような感じなんですね。事前復

興まちづくり計画の中で、この新体育館が果たす役割はどういうものがあるのかとか、そんな情報提供を高知市などを通じて、地域に下ろしていくことが必要じゃないかと思いますので、その点も御検討いただけたらと思います。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 寺内議員からもお話をありがとうございましたが、今度潮江地区の連合会会長さんや役員さんに、今回のこういった資料で話をさせていただく機会を、10月9日に予定しております。そういう中で、先ほど言われたようなことについても、こちらから一緒に連携しながら、当然高知市の防災でも、この新アリーナについては、緊急避難場所としても対応できることも見据えて整備していこうと考えておりますので、そういう話もいたします。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

ここで昼食のための休憩とします。再開は午後1時とします。

(昼食のため休憩 11時37分～12時57分)

◎西内委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

〈スポーツ課〉

◎西内委員長 御報告いたします。

スポーツ課の午前中の質疑につきまして、追加資料の提出と補足説明を行いたい旨の申出があつてありますので、これを受けることにします。

◎前田スポーツ振興監兼スポーツ課長 午前中、土居議員から質問がありました、企業版ふるさと納税のことに関してお答えいたします。御手元に資料を配付しております。

まず、本県の企業版ふるさと納税につきましては、高知県元気な未来創造戦略に位置付けられた事業へ充当が可能というふうになっております。資料の3ページの条件整備2の中の柱1、若者を増やす中の右のほうに文化芸術とスポーツの振興があります。そのスポーツの振興という部分で記載されております。

また4ページを見ていただくと、上段のほうに柱1、若者を増やす中の7、文化芸術とスポーツの振興、地域に根差した住民主体のスポーツ活動の推進があります。これをもちまして、今回、寄附に当たって、若者の関心の高いスポーツということで、BMXのほうで活用させていただくことになっております。

それからもう1つ、県民体育館の10年間の5,000人規模のイベントにつきましては、もう少し時間がかかりますので、改めて各控室のほうへ資料を配付いたしますので、よろしくお願いします。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツ課を終わります。

#### 〈スポーツツーリズム課〉

◎西内委員長 次に、高知ユナイテッドＳＣへの財政支援について及び高知ユナイテッドＳＣのハラスマント事業にかかる経緯についての2件について、関連しますので一括してスポーツツーリズム課の説明を求めます。

◎山田スポーツツーリズム課長 初めに、高知ユナイテッドＳＣへの財政支援について御報告します。報告事項資料のスポーツツーリズム課のページをお願いいたします。

財政支援につきましては、当初予算でお認めいただいておりますとおり、資料上段のサッカークラブ活動支援補助金と、下段のサッカークラブ運営会社出資金の2通りの仕組みがあります。

まず資料上段、サッカークラブ活動支援補助金は、（1）ふるさと納税型クラウドファンディングを活用し、県民の皆様など個人から寄附を募るもの。（2）企業版ふるさと納税としまして、本県に関わりのある企業などから支援を募るもの2種類から構成されております。

（1）ふるさと納税型クラウドファンディングでは、4月25日から7月23日まで募集を行いまして、9月末時点で延べ509人の方に支援をいただき、寄附金額は2,062万円となっております。

（2）企業版ふるさと納税は、9月末時点で400万円の寄附をいただいております。これによりまして寄附金合計額は2,462万円となり、県としましてはこの金額を財源といたしまして、高知ユナイテッドＳＣに対して補助金交付を予定しているものです。

次に、資料下段サッカークラブ運営会社出資金についてですが、こちらは先ほど御説明しました、サッカークラブ活動支援補助金に加えまして、資料中段に記載の（3）クラブによる募金活動の合計額と同額をクラブに対して追加出資するものです。

（3）につきましては、9月末時点で200万円の募金見込みでして、サッカークラブ活動支援補助金と合わせまして、2,662万円の追加出資を見込んでおります。なお、年度当初に2,000万円を出資済みですので、追加出資を含む県からクラブに対する出資金の総額は4,662万円となる見込みです。

しかしながら、資料一番下に記載しておりますとおり、最終的なクラブへの支出につきましては、高知ユナイテッドＳＣのパワーハラスマント事業もありましたので、クラブからの対応発表後に、寄附者に対しまして返金希望等の意向確認を実施した上で、最終額を確定させて支出去すこととしております。

次のページをお願いいたします。高知ユナイテッドＳＣハラスマント事業に係る経緯に

について御報告します。県としましても重大事案であるという認識のもとに、事案発生後直ちに様々な対応や支援を行ってまいりましたので、一連の経緯について概要を御説明します。

まず、クラブの動きですが、本年6月24日にJリーグからクラブに対しまして、監督の指導に関するパワハラの申立てに係る調査実施の要請がありました。これを受けまして、県から第三者による調査の実施を助言いたしまして、7月2日にクラブが記者会見を開いて、監督の休養に係る経緯の説明及び外部の弁護士3名で構成する特別調査委員会の設置を発表いたしました。

その後、特別調査委員会の8月12日付調査報告書に基づきまして、関係者の処分や今後の対応について検討を進め、9月上旬からは秋田氏との契約解除に向けて協議を行っておりました。結果的に合意に至りませんで、9月19日に、秋田氏が単独会見を実施し、クラブとしても翌20日に会見を開いて事案の報告を行うこととなったものです。現在、クラブ社長のハラスメントについて、調査を実施しているところです。

次に、調査結果について御説明いたします。監督である秋田氏側へはハラスメントの一部認定、また、クラブ側へは組織的な問題点が指摘されました。

秋田氏については13事案のうち、5事案がハラスメント認定されております。内容としては、①スタッフに対し、2名の選手のけがに関して病院に行くことを否定する発言。

②トレーニングをしなかった選手を全体ミーティングの場で非難したこと。

③選手に対して「早く移籍しろ」など、移籍を促す発言をしたこと。

④足の痛みを申告しながら、痛み止めを飲んでプレーした選手に対して、ほかの選手の前で「うそをついている」「試合で使う気はない」などといった趣旨の発言をしたこと。

⑤スタッフに対し、スタッフが考案した練習内容に関して侮辱的な要素を含んだ発言、というものでした。

クラブ側についての指摘内容は、①問題のある発言や行動に不快感がある場合の適切な相談窓口がないこと。

②監督に権限が集中し、自由に意見できる環境になかったというものです。

また、クラブの再発防止策に対する提言としまして、①雇用管理上講ずべき措置の履行。こちらは相談窓口の設置でありますとか、各種規定の整備といったものです。

②ハラスメント研修の実施。

③組織風土の改善とガバナンス体制の強化、というものでした。

資料右側は、6月にハラスメント事案が発生して以降の県の対応状況を記載しております。事案発生以降、継続的にクラブ側へ今後の対応などについての助言や調整を行いますとともに、部長の小西が社外取締役に就任しておりますので、組織運営の助言を継続して実施してまいりました。

資料左下をお願いいたします。特別調査委員会の調査結果を受けまして、クラブ側が発表した再発防止策の内容です。組織体制の見直しによりますガバナンス強化、内部及び外部相談窓口の設置、定期的な面談の実施、研修体制の強化といったものになっております。県といましても再発防止策がしっかりと機能するよう、必要な支援を行ってまいる予定です。

また、処分内容につきましては、社長は月額報酬の2分の1を3か月間減給、監督のほうは公式戦8試合出場停止、強化部長及び社外取締役は戒告処分となっております。

次に、監督人事ですが、秋田氏は9月19日付で監督を辞任いたしまして、新監督にヨーロッパで指導経験があります白石氏が23日付で就任いたしております。

クラブの人事については、社外取締役である株式会社高知銀行の森下相談役が、9月25日付で代表取締役会長に就任し、新たな体制の整備を図っていくこととなっております。

また、社長につきましては、クラブの新体制への移行のため、代表取締役社長の職を辞任いたしまして、オーナー兼取締役へ就任予定となっております。

以上で、スポーツツーリズム課からの説明を終わります。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 初めに報告のあった分ですけれども、目標金額が3,000万円ということですが、この（1）と（2）の目標はそれぞれ幾らと幾らやったんですか。

◎山田スポーツツーリズム課長 当初ふるさと納税型クラウドファンディングで3,000万円の目標としておりましたので、個人からの寄附だけで3,000万円という形で募集をしておりました。企業版ふるさと納税については、特に目標金額は定めておりません。

◎細木委員 返金の意向があるかもしれないということで、一定程度金額の減が予想されるということですけれども、今のところどれくらいあるのか。どんな影響が出ているのか、知りたいんですけど。

◎山田スポーツツーリズム課長 若干の減少は見込んでおりますけれども、この間、県への寄附者からの苦情が2件ありました。結果的には御説明をして返金までには至っておりませんので、それほど大きく減額ということは予想しておりませんが、寄附者によっては比較的大きい金額を寄附していただいている方もいらっしゃいますので、そういった方が見直したいということになれば、金額には影響してくると思っております。

◎細木委員 ハラスマントの件ですけれども、秋田監督は辞任されたということで、それは御本人も了解の上と思うんですけども、ひょっと契約解除をされたということで裁判とかの可能性はないんでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 秋田前監督が辞任の会見を開いたのは、クラブと合意しているわけではありませんでしたが、9月23日付で契約解除の合意文書をクラブが交わしておりますので、現状、訴訟みたいな形になるおそれはあまり高くないのではないかと思

っております。

◎細木委員 監督の指導に関するパワハラについては、一定こういうふうに調査結果も出て、これで終了なのかと思うんですけども、クラブ社長のハラスメントの疑いによる内部調査は先月26日から始まっています。これがいつまでかかるのか、分からんとは思うんですけども、早くこういう対応もしてやらないと本当に選手がかわいそうやなとずっと思っています。クラブ社長のハラスメントの疑惑解明は、今後どんな動きになっているんでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 こちらの件につきましては、第三者の弁護士を入れた調査ですけれども、あくまでも内部調査で対応しているとお聞きをしております。現時点では10月中には結果が公表できるような形で動いておるとお聞きしております。

◎依光委員 再発防止策を資料左下に4件書いてあるんですが、相談窓口はすごい大事だと思うけれども、もう設置されてるのやろか。

◎山田スポーツツーリズム課長 クラブから9月19日付で、内部及び外部の相談窓口を設置すると公表されております。

◎依光委員 それとクラブ社長のハラスメントが出たが、社長自らが食事のお世話したりというのをテレビで見たんですけど、それは続けて行くのか、それとも誰か代わる人がおって、その食事のお世話を来て行くんでしょうか。

◎山田スポーツツーリズム課長 現時点で決まっているということはありませんが、調査の結果が出てクラブとして対応する中で、そうした食事の提供についても一緒に検討されるものと思っております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、スポーツツーリズム課を終わります。

これで、観光振興スポーツ部を終わります。

## 《土木部》

◎西内委員長 次に、土木部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎横地土木部長 それでは議案の説明に入ります前に、このたび判明いたしました、不適切な事務処理について御報告とおわびを申し上げたいと思います。

県が管理いたします照明灯につきまして、過去に省電力照明、いわゆるLED灯へ変更した照明灯の一部で、電力契約の変更手続を行っていないものでありますとか、照明灯を撤去したものの電力契約の廃止手続を行っていないものがありまして、電力料金を過払いしていたことが判明いたしました。また、照明灯を設置したものとの電力契約を行っておら

ず、未払いになっているものも判明いたしました。

電力契約の変更等の事務手続の失念によりまして、電力料金が誤払いになっていたことは不適切な事務処理であります。県議会をはじめ、県民の皆様に深くおわびを申し上げます。

申し訳ございませんでした。

今後はこうしたミスが生じないよう、再発防止に努めてまいります。詳細につきましては後ほど道路課長から説明いたします。

それでは、9月議会に提出しております、土木部の議案につきまして説明いたします。  
2ページを御覧ください。

令和7年度9月補正予算における一般会計の総括表です。

表の左から3列目の補正見込額の最下段にありますように、総額7億5,196万5,000円の増額補正をお願いしております。

補正予算の主な内容は3ページに、令和7年度9月補正予算（案）の概要としてまとめておりますので御覧ください。

まず、1公共施設のインフラ整備の加速としまして、国内示差に対応して、港湾・海岸事業、都市計画事業、砂防事業におきまして、総額7億296万5,000円の公共事業費の増額をお願いするものです。

その右下、2三次元都市モデル（プラトー）の構築では、都市計画基礎調査で取得いたしました建物や土地利用、都市の基盤施設、災害ハザード等の都市計画情報の三次元化を実施するため、4,900万円の増額をお願いするものです。

続きまして、令和7年度の縦越明許費の追加につきまして、御説明をいたします。4ページを御覧ください。

第2表、縦越明許費補正の右側上段、12款、土木費にあります、295億251万1,000円につきまして、この議会で議決をお願いするものです。

これらは、河川事業や道路事業におきまして計画調整等に日数を要し、工期を考慮しますと、完成が令和8年度になることが見込まれるものであります。

次に、5ページを御覧ください。条例その他議案の目録となります。土木部がお諮りするのはその他議案として、第14号の1件です。

以上の各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をいたします。

次に、6ページを御覧ください。9月議会開会日までの間に開催いたしました、土木部における主な審議会の開催実績です。

最後に、報告事項といたしまして、冒頭申し上げました電気料金の件につきまして、後ほど道路課長から説明いたします。

私からの総括説明は以上です。

### 〈土木政策課〉

◎西内委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、土木政策課の説明を求めます。

◎小笠原土木政策課長 条例その他議案1件について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

第14号議案、国道441号防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案です。

2ページを御覧ください。こちらの資料で御説明いたします。

資料上段、1位置図を御覧ください。今回の変更議案の施工場所は、四万十市西土佐中半から四万十市久保川を結ぶ口屋内バイパス、全体延長2,870メートルのうち、赤い線で示しています箇所における桟道橋175メートルの工事です。

資料下段、2工事概要の事業内容に記載しておりますとおり、当バイパスは幅員狭小や線形不良、また豪雨による事前規制区間の解消を図るとともに、愛媛県南予地域と四万十川流域を結ぶ幹線道路網の形成を目的として、令和4年10月14日に植田・豚座・刈谷特定建設工事共同企業体と契約を締結し、令和8年1月31日を完成期限として工事を進めております。

変更内容の欄を御覧ください。今回の変更は3点あり、いずれも契約金額を増額する内容です。

1点目は、資材価格、労務単価等の上昇に伴い「スライドの適用」を実施すること。

2点目は、当初の想定より地質が脆弱であったことから、掘削断面の安定を図るため仮設工を追加すること。

3点目は、掘削土の一部が盛土材として使用できないことが判明したため、残土処理費用を追加すること。

以上の変更により、契約金額を7億1,500万円から8,035万5,000円増額し、7億9,535万5,000円に変更しようとするものです。

なお、完成期限の変更はありません。

土木政策課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、土木政策課を終わります。

### 〈河川課〉

◎西内委員長 次に、河川課の説明を求めます。

◎福留河川課長 河川課からは、補正予算について御説明いたします。資料の1ページを

御覧ください。

繰越明許費について御説明いたします。1目、河川管理費の生活貯水池ダム建設事業費については、大月町の春遠第1ダムにおいて地盤改良等に日時を要したため、2億4,000万円の繰越明許費をお願いするものです。

次のダム改良費は、越知町の桐見ダムでゲートの操作盤の設計に日時を要したため、9,200万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の永瀬ダム管理費は、しゅんせつにより発生する濁水への対策の調整に日時を要したため、6億円の繰越明許費をお願いするものです。

次の鏡ダム管理費は、しゅんせつ土の搬出経路の調整に日時を要したため、1億4,699万8,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の2目、河川整備費の河川改修費は、高知市の薊野川など24か所において、工事の施工に伴い発生する騒音振動対策の調整などに日時を要したため、19億5,613万5,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の河川調査費は、夜須川水系河川整備計画の策定に必要となる取水堰の統廃合計画の調整に日時を要したため、6,756万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の水防活動費は、水防テレメーター施設局舎の修繕工事の施工に伴う通行規制の調整に日時を要したため、813万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の3目、河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費は、北川村の奈半利川において、工事施工に伴う通行規制の調整に日時を要したため、3億2,527万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の防災・安全交付金事業費は、高知市の新川川など13か所において、工事の施工に伴い発生する振動対策の調整などに日時を要したため、3億363万7,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の大規模特定河川事業費は、高知市の志奈弥川など3か所において、埋蔵文化財発掘調査の調査時期の関係機関との調整などに日時を要したため、3億5,490万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の事業間連携河川事業費は、高知市の下田川など2か所において、工事施工に伴う通行規制の調整などに日時を要したため、3億7,800万円の繰越明許費をお願いするものです。

2ページを御覧ください。河川メンテナンス事業費は、南国市にある下田川排水機場など4か所において、工場資材等の搬入路に関する調整などに日時を要したため、1億6,380万円の繰越明許費をお願いするものです。

これらにつきましては、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰越しの議決をお願いするものです。

河川課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 このダム改良費は、どちらのダムでしたっけ。

◎福留河川課長 桐見ダムになります。

◎細木委員 説明されたのはそんなに長くない説明なので、この説明欄のところに記載しちょつていただきてもいいかなと思いますが県議会の文化やき、しょうがないかもしませんけれども、大体概要としてこんなことでと書いていただいたら、非常に分かりやすいかなと思いますので、提案として言っておきたいと思います。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、河川課を終わります。

#### 〈防災砂防課〉

◎西内委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎森本防災砂防課長 防災砂防課の補正予算について、御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

まず歳入ですが、国の内示差への対応により、国庫支出金及び県債で、3,176万5,000円の増額をお願いするものです。内容につきましては、歳出で御説明いたします。2ページを御覧ください。

次に歳出ですが、2目、砂防整備費について、右端の説明欄を御覧ください。国から県の当初予算額を上回る内示がありましたことから、1防災・安全交付金事業費について、芸西村西谷川に、砂防施設の管理用道路の整備を実施するため、3,352万6,000円の増額をお願いするものです。補正後の予算額は合計で、87億5,005万2,000円となっております。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。3ページを御覧ください。

1目、砂防費の砂防単独事業費については、中土佐町の大野地区など計7件において、工事施工箇所への進入路の調整などに日時を要したため、1億7,915万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次に2目、砂防整備費のうち、防災・安全交付金事業費については、土佐清水市の以布利地区など計89件において、工事の施工に伴う資材等の運搬路の調整などに日時を要したため、13億7,876万2,000円を。特定土砂災害対策推進事業費は、室戸市の津呂地区など計35件において、業務に伴う土地への立入りなどの調整などに日時を要したため、6億2,402万9,000円を。砂防等基礎調査費は、高知県東部圏域など4件において、調査に伴う現地立入りへの周知に関して、市町村との調整に日時を要したため、2億790万円を繰越明許費としてお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰越しの議決をお願いするものです。

防災砂防課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 今の特定土砂災害対策推進事業費は、繰越予定額のほうを報告するがじやないがですか。大丈夫ですかね。

◎森本防災砂防課長 大丈夫です。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、防災砂防課を終わります。

#### 〈道路課〉

◎西内委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 道路課の令和7年9月補正予算について説明いたします。資料の1ページを御覧ください。繰越明許費の追加をお願いするものです。

1目、道路橋梁管理費の道路改良費、22億4,239万5,000円については、県道片岡庄田線ほか73件において、測量による土地への立入りに関する調整などに日時を要したものです。

2目、道路橋梁改良費の道路改築費、14億4,502万6,000円については、国道493号において、工事の施工に伴う騒音対策の調整に日時を要したものです。

社会資本整備総合交付金事業費、10億5,069万2,000円は、県道畠山柄ノ木線ほか15件において、工事の施工に伴う渦水対策の調整などに日時を要したものです。

防災・安全交付金事業費、78億885万1,000円は、国道439号ほか139件において、道路の構造に関する有識者との協議などに日時を要したものです。

道路メンテナンス事業費、24億7,748万7,000円は、中央西土木事務所管内の橋梁修繕ほか20件において、工事の施工に伴う通行規制などの調整に日時を要したものです。

土砂災害対策道路事業費、3億3,926万7,000円は、県道春野赤岡線ほか4件において、測量に必要な土地への立入りなどの調整に日時を要したものです。

道路交通安全施設等整備事業費、6億4,965万8,000円は、県道足摺岬公園線ほか16件において、仮設工事に関する施設管理者との調整などに日時を要したものです。

無電柱化推進事業費、1,256万5,000円は、県道桂浜はりまや線において、設計に関する軌道管理者との調整に日時を要したものです。

これらは、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、本議会で議決をお願いするものです。

道路課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

### 〈都市計画課〉

◎西内委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎中西都市計画課長 都市計画課の補正予算について御説明いたします。資料の1ページを御覧ください。

歳入は、国からの公共事業の内示差に伴い、関係市からの負担金、国庫補助金及び県債につきまして、合計7,914万4,000円の増額をお願いするものです。

内容につきましては、歳出で御説明いたします。2ページを御覧ください。歳出予算について御説明いたします。

1目、都市計画費の右端の欄、1都市計画策定費の三次元都市モデル整備等業務委託料につきましては、三次元都市モデルの整備を土佐市など沿岸7市町村で促進するため、4,900万円の増額をお願いするものです。

3目、都市施設整備費の右端の欄、1都市計画街路事業費は、国から当初予算を上回る内示がありましたことから、高知南国線など5路線、5工区の進捗を図るため、5,676万4,000円の増額をお願いするものです。

以上のことから、歳出予算の補正額は1億576万4,000円の増額となり、補正後の予算額は合計で、13億8,273万7,000円となります。

4ページを御覧ください。繰越明許費の追加です。

1目、都市計画費の都市計画策定費は、三次元都市モデルに搭載する新たな津波浸水想定について、国土地理院の地形データが最新版に変更されたことに伴い、今回の増額補正分を含め、9,000万円の繰越明許費をお願いするものです。

都市計画規制費は、盛土基礎調査において、現地立入りにおける地権者等との調整に不測の日数を要しましたことから、7,636万2,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の2目、都市整備費の都市計画街路単独事業費は、旭駅城山町線ほか3路線において、工事の施工に伴う水道管等の移設計画について、関係者との調整などに不測の日数を要しましたことから、2億6,547万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の3目、都市施設整備費の都市計画街路事業費は、高知南国線ほか4路線において、工事の施工に伴う家屋に関わる補償交渉などに不測の日数を要しましたことから、7億9,685万6,000円の繰越明許費をお願いするものです。

今回、繰越明許をお願いする工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で議決をお願いするものです。

都市計画課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 三次元都市モデル整備等業務委託料ですけれども、先ほど土佐市など沿岸7市町村という御説明でしたが、議案の説明では県東部7市町村になっています。土佐市以

外は全部東部ということですか。

◎中西都市計画課長 県東部の7市町村で、土佐市から東洋町までの11市町村のうち、令和6年度の補正分でいただいております香南市、安芸市、7年度当初の高知市、南国市を除く東部の市町村となっております。

◎坂本委員 土佐市が東部に入るのかどうかと思うたんで、ちょっと聞いたがですけど。例えば高知市とかはもう先に当初予算で入っているということですが実際のイメージ図がありますけれども、こういうのをそれぞれの市町村で使うときには、都市の基盤整備とか、災害ハザード等というふうに書いてますが、都市計画の上でしか使わないのか。例えば、今、事前復興まちづくり計画なんかも沿岸都市で策定が進んでいると思うんですけども、そういうったのにも使えるんですか。

◎中西都市計画課長 3D都市モデルについては国土交通省が進めている事業でして、出来た後の使い方についてはもう完全にフリーな状況ですので、まちづくりや、防災学習、ハザード、都市計画情報の公開であるとか。民間に至っては、例えば建築による日影規制の問題であるとか、そういうふうなものに何でも使っていただけるソフトです。

◎坂本委員 当初予算で計上している市町村は、いつ頃から使え出すんですか。

◎中西都市計画課長 現在、当初予算でやっている高知市と南国市につきましては、この補正予算をお認めいただければ一括で発注をし、繰越しにはなるんですけども、令和8年度ぐらいには使えるような形で、令和9年策定を目指している事前復興まちづくりとか、そういうものには活用していただきたいと考えております。

◎坂本委員 実際、例えば高知市でいうと、今年から来年にかけてワークショップをやっているんですよ。ワークショップの中では使えないということになりますよね。実際、住民が、これを使ってワークショップやると随分イメージが分かって、議論が活性化するんじゃないかなというふうに思ったんですけども、今のお話だと高知市なんかは使えないということになりますね。

◎中西都市計画課長 3D都市モデルにつきましては、当課も高知市なんかで今進めています事前復興まちづくりにはぜひとも使っていただきたいと考えております、できる限り早期に整備をして、御提供していきたいと考えておるところです。

◎坂本委員 ぜひお願いしたいけど、今の話やと令和8年度から9年度にかけてということでした。現在、高知市はワークショップを来年度中ぐらいに終わらす想定で進んでいますんで、使えないのかなあと。あるいは、最終段階で使えるぐらいに間に合わせていただけたら、地域の議論で、より姿が見える化してくるんじゃないかなと思ったりします。その辺は市町村と連携をして、できるだけ早くということでよろしくお願いしたいと思います。

◎中西都市計画課長 できる限り早く間に合うように取り組んでまいります。

◎細木委員 プラトーのことですけれども、4,900万円のうち国費も入っているじゃないですか。繰越明許で、都市計画策定費で元データの地図を変えるというのはそれと関連していると思うんですけれども、この9,000万円については、国は何も出してくれないんですか。

◎中西都市計画課長 9,000万円のうち、半分は国費になります。

◎細木委員 坂本議員から御意見もありましたけれども、本当にこれは防災ですごく活用できると思うので、せっかくあるデータは、県民の皆さんに供するということで、利用していただけたらいいなと思うけど、資金面や使い方とか、県に対してどういうふうにアクションしたら、県民や企業なんかが使えるようになるのか。そういうルールづくりは出来ているんでしょうか。

◎中西都市計画課長 この3D都市モデルプラトーについて、採択要件は公表することが前提になっております。その公表につきましては、国が使っているG空間情報センターというサイトがありまして、そこに載せることになります。そこからも皆さんのがダウンロードしていただいて、活用していただく仕組みになっております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

#### 〈公園上下水道課〉

◎西内委員長 次に、公園上下水道課の説明を求めます。

◎坂本公園上下水道課長 補正予算について御説明をいたします。資料の1ページを御覧ください。繰越明許費の追加です。

4目、公園費の都市公園単独事業費につきましては、池公園と春野総合運動公園におきまして、利用者からの意見を踏まえた遊具の選定などの調整に日時を要したことから、2億7,044万4,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の都市公園事業費は、室戸広域公園など5公園におきまして、施工時期の調整に日時を要したため、5億3,676万円の繰越明許費をお願いするものです。

これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えております。今議会で議決をお願いするものです。

公園上下水道課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、公園上下水道課を終わります。

#### 〈建築課〉

◎西内委員長 次に、建築課の説明を求めます。

◎田村建築課長 建築課の繰越明許費について、御説明いたします。資料の1ページを御

覗ください。

3目、建築費の県有施設管理費につきましては、西庁舎の空調設備改修工事基本設計委託業務において、計画調整に日時を要したことなどから、年度内の設計完了が見込めなくなつたため、2,900万円を繰越明許費としてお願いするものです。

建築課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

(なし)

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、建築課を終わります。

#### 〈港湾・海岸課〉

◎西内委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎岡本港湾・海岸課長 港湾・海岸課からは、補正予算と繰越明許費について説明いたします。まず、補正予算についてです。資料の1ページを御覗ください。

今回の補正予算については、国から県の当初予算を上回る内示をいただいたことから、港湾施設の老朽化対策や、沿岸部の高潮、高波対策を推進するため、追加補正をお願いするものです。

歳入予算について、7款、分担金及び負担金、9款、国庫支出金、15款、県債は、国からの公共事業の内示差に伴い増額をお願いするもので、歳入予算の補正額は合計で5億7,185万円となっております。

内容については、歳出予算で御説明いたします。2ページを御覗ください。

歳出予算については、表の中段、港湾費の3目、港湾建設費の説明欄1重要港湾改修費については、交付金事業などにおいて、国からの内示が県の当初予算を下回ったことから減額するもので、2地方港湾改修費と3港湾施設改良費は、国からの内示が県の当初予算を上回ったことから、港湾施設の老朽化対策などを推進するものです。目全体では差額分、3億1,657万5,000円の増額をお願いするものです。

次に、海岸費について説明します。3ページを御覗ください。

4目、河川海岸保全費の説明欄の1河川海岸高潮対策事業費及び2河川海岸侵食対策事業費については、国からの内示が県の当初予算を上回ったことから、海岸保全施設の整備を推進するもので、3河川海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、国からの内示が県の当初予算を下回ったことから、県内一円での高潮危機管理に関するソフト対策に関する予算を減額するものです。目全体では、差額分2億9,610万円の増額をお願いするものです。

港湾・海岸事業の補正額は、表の最下段にありますように、合計で6億1,267万5,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。4ページを御覗ください。

まず、追加の主な事業については、表の7項、港湾費の3目、港湾建設費の重要港湾改修費は、高知港での東第2防波堤及び護岸防波の延伸工事において、港湾利用者との調整に日時を要したことから、3億9,112万5,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の、地方港湾改修費は、奈半利港の防波堤整備において、ブロック製作ヤードの調整に日時を要したことなどから、2億300万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の、港湾施設改良費は、手結港ほか10港で可動橋などの補修工事において、港湾利用者との調整に日時を要したことなどから、6億5,520万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の8項、海岸費の2目、耕地海岸保全費の耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、宿毛市の大深浦海岸での堤防の耐震補強工事において、隣接する排水機場の管理者と施工時期の調整に日時を要したことから、2億9,400万円の繰越明許費をお願いするものです。

次の3目、漁港海岸保全費の漁港海岸高潮対策事業費は、宇佐漁港海岸での堤防の耐震補強工事において、工事に際し支障となる建物の移転撤去に係る補償交渉に日時を要したことから、6億9,199万9,000円の繰越明許費をお願いするものです。

次の4目、河川海岸保全費の河川海岸高潮対策事業費の、3億1,500万円。その下の河川海岸侵食対策事業費の、1億4,910万円については、東洋町の野根海岸ほか2海岸において、離岸堤のブロック製作ヤードの調整などに日時を要したことなどから、繰越明許費をお願いするものです。

次の5目、港湾海岸保全費の港湾海岸高潮対策事業費は、高知港海岸ほか2海岸において、工事に伴う振動騒音などについて、地元住民や関係者との調整に日時を要したことなどから、16億5,552万7,000円の繰越明許費を。その下の、港湾海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、室津港ほか1海岸において、工事に伴う振動や工事用運搬路に関して、地元との調整に日時を要したことなどから、2,205万円の繰越明許費をお願いするものです。

以上、これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰越しの議決をお願いするものです。

港湾・海岸課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 2ページの港湾建設費の重要港湾改修費は、当初の予算以上に国の内示が少なかったことで、減額補正をすることですけれども、これは主に、どういう部分の改修費がこれだけ減額になるのか教えていただけますか。

◎岡本港湾・海岸課長 重要港湾改修費につきましては、高知新港で工事を進めています護岸防波の工事が、少し内示差が少なかったというものです。一方で、同じ高知新港の東

第2防波堤につきましては、予算は十分確保できている状況です。

◎坂本委員 護岸工事の内示が当初より見込めなかつたのは、何か理由があるんでしょうか。

◎岡本港湾・海岸課長 私が考えますに、こちらの事業が全国的な交付金事業ということもありまして、少し国の内示が少なかつた状況だと認識しているところです。

◎坂本委員 それと、8港湾で老朽化対策といった部分はこの港湾施設改良費で増額されていると思うんですけども、これはどういうことで増額されたんですか。

◎岡本港湾・海岸課長 こちらの増額分につきましては、東は甲浦港から西は足摺、下川口港まであるんですけども、施設の老朽化対策であつたり、維持修繕の費用について、傷んでいるところが進んでいることで、国の内示が県の予算より少し上回ったということです。

◎坂本委員 重要港湾施設の改修費は、高知港のみですか。

◎岡本港湾・海岸課長 そのとおりです。

◎坂本委員 3港湾施設改良費の中に、重要港湾は入っていないですか。

◎岡本港湾・海岸課長 重要港湾では高知港、それから須崎港、宿毛湾港の3つの港のメンテナンス事業が含まれております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

これで、土木部の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎西内委員長 続いて、土木部から1件の報告を行いたい旨の申出があつております。

なお、道路課と港湾・海岸課が所管ですが、一括して道路課からの説明を行いたい旨の申出があつておりますので、併せて受けることといたします。

その後、両課に対する質疑を行いたいと思いますので、御了承願います。

#### 〈道路課〉

◎西内委員長 それでは、県有施設における電気料金の誤払いについて、道路課の説明を求めます。

◎中村道路課長 資料の2ページを御覧ください。報告事項、県有施設における電気料金の誤払いについて説明いたします。

事案概要にありますとおり、令和6年度に着手した道路照明灯一括LED化委託業務において、高知県が管理する道路照明灯の設置状況と契約内容を精査したところ、本年6月、一部に誤払いが判明いたしました。これを受け、7月から他の県有施設についても調査したところ、複数の施設で同様の事案が判明いたしました。

調査結果の表の最下段の右端の列にありますとおり、合計で164契約が誤払いとなつてお

ります。表の左から2列目の契約変更の手続漏れにつきましては、省電力照明であるLED灯に取替えたものの、電力契約の変更を行っておらず、128契約、約1,000万円の過払いとなっていたものです。

廃止手続漏れにつきましては、照明灯を撤去したものの電力契約の廃止を行っておらず、15契約、約350万円の過払いとなっていたものです。

新規契約手続漏れにつきましては、照明灯設置したものの電力契約を行っておらず、21契約、約360万円の未払いとなっていたものです。

道路照明灯、港湾照明灯、漁港照明等については、土木事務所において契約手続が漏れていたものです。

こうした誤払いが生じた原因は、省電力照明への変更等の際に、電力契約の手続を失念していたもので、電力に関するマニュアルや事務処理を明示したもののがなく、手続の漏れをチェックする仕組みがなかったことが主な要因と考えております。

判明後の対応としましては、誤払いが判明した契約は速やかに契約変更手続を行い、9月末までに全て完了しています。また、再発防止の徹底のため、土木事務所に対し、道路課、港湾・海岸課、漁港漁場課の連名で、電力契約の事務処理のフロー等を示し、契約手続を確実に実施するよう通知いたしました。

今後は、過払い金の返還及び未払い金の支払いについて、四国電力と協議を進めてまいります。

道路課からの説明は以上です。

◎西内委員長 質疑を行います。

◎細木委員 令和6年度に着手したことですけれども、この調査結果は、令和6年度から判明したときまでの期間に限定されるんですか。

◎中村道路課長 調べた灯具としましては、県が管理しています道路灯、照明灯、全てについて調査をしております。令和6年度に県が管理します道路照明灯を全てLED灯に変更する業務を発注しております、その業務の中で道路照明灯と、電力契約の状況を照合したところ判明したというものになります。

◎細木委員 話がかみ合わんんですけど。誤払いが判明した一番古いものは、遡ったらいつの時点のものがあるんですか。

◎中村道路課長 一番古いものにつきましては、いつからというのが突き止められていないものがあります。できるだけ時期を正確に突き止めようということで、工事の関係書類が残っているものについてはその書類を見て、それがないものにつきましては、グーグルのストリートビュー等で道路照明の灯具が、これまでのナトリウムランプからLED灯に変わっているものを確認しておりますけれども、それで見ても10年以上前から、道路照明灯がないにもかかわらず払っていたものなどもあります。ただ、今回LED灯に変えたもの

の、契約手続の変更を行っていないものが多いということになりますので、それらにつきましては5年未満のものが多くなっております。

◎細木委員 ケースバイケースで、いろんなケースがあったと思うんですけど、L E Dも施設によっては半分だけその年度内に変えたりと、年度をまたがってやったり、何年かけてやるらあいうことがあるじゃないですか。そこら辺は、いつL E Dに変わったか分からんというようなことが幾つかあるということでしたら、その電力会社との関係は、大体推定というような話の中で、契約の精査みたいなことができたのか。妙にそこら辺がはつきり分からん中で、どんなふうに決着をつけたのか教えてください。

◎中村道路課長 誤払いの額につきましては、四国電力と精査したものではなく、県で誤払いが発生した時期を工事関係書類で分かるものについては時期を確定し、ストリートビューとグーグルマップで分かるものについてはその時期からということで、計算をして、それぞれの月の単価を掛けて算出したものとなっております。四国電力との協議につきましては、まだこれからとなります。

◎金岡委員 四国電力との協議は協議としてやっていただくとして。契約手続については、見積りの中で業者がやるという文言を入れておいていただきたい。そして、契約手続の費用も入れておいていただければ、それできちっとできると思います。

◎中村道路課長 今御指摘いただきました、仕様書に入れるということにつきましては、通知文書の中でも手続のフローとともに、工事発注等の際には、電力会社の手続、受注者のほうでやるようにということを入れるように、事務所にも通知をしております。また担当者会等でも、そのことを繰り返し周知していきたいと考えております。

◎西内委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課、港湾・海岸課を終わります。

これで土木部を終わります。

### 《採決》

◎西内委員長 これより採決を行います。

今回は議案数2件で、予算議案1件、条例その他議案1件であります。

それでは、採決を行います。

第1号「令和7年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第14号「国道441号防災・安全交付金工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎西内委員長 全員挙手であります。よって、第14号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

〈執行部退席〉

◎西内委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、7日火曜日及び8日水曜日の委員会は休会とし、9日木曜日の午前10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひいたします。

これで本日の委員会を閉会します。

(14時6分閉会)